

名古屋大学高翔会規約

- 第1条 名古屋大学「高翔会」は、1939年の名古屋帝国大学工学部航空学科創設以来、名古屋大学工学部及び大学院工学研究科において航空宇宙工学を学んだ者の同窓会である。
- 第2条 本会は、会員の親しみを増し、お互いの研鑽により文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 名古屋大学工学部航空学科及び物理工学科の学部卒業生、修士課程修了生、博士課程修了生及び航空学科入学者の中で入会を希望する者。（名古屋帝国大学の1942年－1946年の工学部航空学科卒業生も含む。）
 2. 名古屋大学工学部機械・航空学科の航空宇宙工学コースの学部卒業生、名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻の修士課程修了生及び博士課程修了生、マイクロシステム工学専攻（専攻創設後マイクロ・ナノシステム工学専攻と名称変更）の航空宇宙工学併担講座の修士課程修了生及び博士課程修了生の中で入会を希望する者。
 3. 2017年度以降の入学・進学者で、卒業研究、博士前期課程、博士後期課程のいずれかにおいて、名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻教員の指導を受けた卒業生、修了生の中で入会を希望する者とする。
 4. 上記1. 2. 3. に記された学科及び専攻の講座に、学部又は大学院の研究生として在籍した者の中で入会を希望する者。
 5. 前記1. 2. 3. に記された講座に教員又は職員として在籍した者の中で入会を希望する者。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 会員名簿の管理及びホームページの運営。
 2. 総会の開催(原則として年1回)。
 3. その他本会が適当と認める事業。
- 第5条 本会には、会長1名、副会長若干名、監査1名の役員を置く。
役員は、総会における会員の互選によって選出される。
役員の任期は2年として、重任を妨げないものとする。
会長は本会を代表して会務を総括する。
副会長は会長を補佐する。
監査は、本会の会計予算及び決算報告の審査を行い、総会に報告する。
- 第6条 本会には事務局を置く。
事務局は幹事若干名で構成する。
事務局は、本会の運営に付いて評議して、総会へ提案するとともに、総会の承認を経て、本会の事業の実施を総括する。
幹事は、会員名簿の管理及びホームページの運営、総会の開催、その他の会務を処理する。
幹事の任期は、2年として、重任を妨げないものとする。
- 第7条 会員は、終身会員費5,000円を納入しなければならない。
但し、終身会員費を分割納入することができる。

第8条 本会の経費は、終身会員費、事業収入、寄附金、及び銀行預金等利息によって賄う。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。毎年度の事業における本会の会計及び決算報告は、事務局が作成し、総会の承認を経るものとする。

第10条 規約の改定は、総会における票決によるものとする。

1950年12月10日決定	1956年11月2日改定	1961年3月12日改定
1963年12月10日改定	1968年3月23日改定	1971年3月13日改定
1981年3月14日改定	1986年3月23日改定	1991年5月25日改定
1992年5月23日改定	1996年3月18日改定	2018年10月20日改定